

サービス・制度

※令和8年2月1日現在の内容となっています。最新の情報は各窓口へ問い合わせをお願いします。

《医療》



サービス・制度名	概要	対象者年齢	問い合わせ窓口
子ども医療費助成制度	医療機関等での診療を受けたとき、負担する保険診療(2割または3割)の自己負担分を助成します。ただし一部自己負担額として、1医療機関につき、最大1日500円(月2日まで)をお支払いいただきます。 ※院外処方箋の交付により薬局を利用した場合は、薬局での自己負担はありません。 ※大阪府外で受診された場合や、1か月あたりの自己負担合計額が2,500円を超える場合などは、償還の申請ができます。 ※所得制限はありません。	0歳から18歳 (18歳到達後最初の3月31日まで)	こども若者政策課 072-924-8528
小児慢性特定疾病医療費助成	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、疾病の治療方法の確立と普及、また患児家庭の医療費負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成する制度 【対象者】 次の(1)及び(2)に該当するものが対象 (1)八尾市に居住しており18歳未満であること。(ただし、18歳到達時点において本制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満の方も対象) (2)厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、その状態が認定基準を満たすものであること。 ※詳細はHPをご覧ください。	18歳未満	保健予防課 072-994-6644
特定医療費(指定難病)助成	「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」に基づき、認定基準を満たす方に治療費の一部を助成する制度 ※詳細はHPをご覧ください。		保健予防課 072-994-6644
自立支援医療(育成医療)	育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がい等を軽減し、日常生活を容易にするための治療に関する医療費の支給。自己負担があり、原則として医療費の1割。(所得制限あり)	18歳未満	障がい福祉課 072-924-3838

八尾市HP



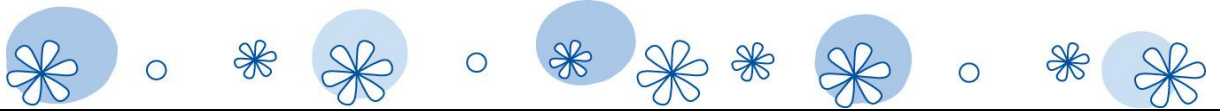
大阪府HP



サービス・制度

※令和8年2月1日現在の内容となっています。最新の情報は各窓口へ問い合わせをお願いします。

《医療》



サービス・制度名	概要	対象者年齢	問い合わせ窓口
ひとり親家庭医療費助成制度	医療機関等での診療を受けたとき、負担する保険診療(2割または3割)の自己負担分を助成します。ただし一部自己負担額として、1医療機関につき、最大1日500円(月2日まで)をお支払いいただきます。 ※院外処方箋の交付により薬局を利用した場合は、薬局での自己負担はありません。 ※大阪府外で受診された場合や、1か月あたりの自己負担合計額が2,500円を超える場合などは、償還の申請ができません。 ※所得制限があります。	ひとり親家庭の父、母または養育者とその児童(18歳到達後最初の3月31日まで)	こども若者政策課 072-924-8528

《福祉》




サービス・制度名	概要	対象者年齢	問い合わせ窓口
児童手当	高校修了前のこどもを養育している方に手当を支給する制度。 【金額】 0～2歳 15,000円(第3子以降は30,000円) 3歳～高校生 10,000円(第3子以降は30,000円) 【支給月】 2・4・6・8・10・12月に振込	高校生までのこどもを養育している方	こども若者政策課 072-924-3839
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある(法令に定めあり)児童を監護している父又は母もしくは父母に代わって児童を養育(児童と同居し、生計を維持すること)されている方に支給する制度。 【金額】※所得制限あり。 障がいの程度が1級の場合…月額 1人につき 56,800円 障がいの程度が2級の場合…月額 1人につき 37,830円 【支給月】 4・8・11月に振込	20歳未満の障がいのある(法令に定めあり)児童を監護している方	こども若者政策課 072-924-3839
障がい児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満の在宅者で、日常生活において常時介護が必要な方 ①身体障がい者手帳1、2級程度(各部位別) ②最重度の知的障がいまたは精神障がい ③その他、上記と同程度と認められる状態 【金額】月額15,220円 【支給月】2・5・8・11月に振込	20歳未満	障がい福祉課 072-924-3838

サービス・制度

※令和8年2月1日現在の内容となっています。最新の情報は各窓口へ問い合わせをお願いします。

《福祉》



サービス・制度名	概要	対象者年齢	問い合わせ窓口
重度障がい者在宅生活応援制度 (給付金)	次の手帳をあわせもつ人を在宅で介護している方 ・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳A 対象児(者)1人につき 【金額】月額10,000円 【支給月】4・7・10・1月に振込		障がい福祉課 072-924-3838
やおっこファイル	障がいのある子どもたちの生育歴やコミュニケーションの特徴、接し方の工夫、日常生活での援助方法などが記載できるファイル。		障がい福祉課 072-924-3838
障がい福祉サービス	児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの障がい福祉サービスは、療育を通じて日常生活のスキル向上や集団生活への適応などのためのもの。 八尾市HP 		障がい福祉課 072-924-3838
通所支援サービス	①児童発達支援事業 ②保育所等訪問支援事業 ③居宅訪問型児童発達支援事業	就学前児童	児童発達支援 第1センター 072-993-3154
児童扶養手当	父母の離婚、父母が重度の障がい、婚姻によらない出生などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育する家庭(ひとり親家庭)に手当を支給する制度。 【金額】※所得制限あり。 1人目 46,690円～11,010円 2人目以降 11,030円～5,520円を加算 【支給月】 1・3・5・7・9・11月に振込	18歳到達後最初に迎える3月31日までの児童(児童に法令で定める程度の障がいがある場合は20歳)を養育するひとり親家庭	こども若者政策課 072-924-3839
障がい者手帳の交付	身体障がい者手帳(身体に障がいのある方)や療育手帳(知的に障がいのある方)は、いろいろな制度の利用をしやすくするためのもの。		障がい福祉課 072-924-3838
補装具費等の支給	身体障がい者手帳所持者及び難病患者の方で、身体機能を補い、日常生活を容易にする用具(座位保持いす等)の購入又は修理に要する費用を支給。※事前申請		障がい福祉課 072-924-3838
日常生活用具等の給付	日常生活を円滑に行うための用具を必要に応じて給付。※事前申請		障がい福祉課 072-924-3838

サービス・制度

※令和8年2月1日現在の内容となっています。最新の情報は各窓口へ問い合わせをお願いします。

《福祉》



サービス・制度名	概要	対象者年齢	問い合わせ窓口
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	日常生活を円滑に行うために必要に応じて給付。 以下の要件を全て満たす方 ・市内に在住し、住所を有する方 ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・在宅での療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断されている方 ※事前申請		障がい福祉課 072-924-3838
心身障がい者扶養共済制度	障がい児(者)を扶養する保護者が、生存中掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに、残された障がい者(児)に終身まで年金を支給する任意加入の制度		障がい福祉課 072-924-3838

《保育》



サービス・制度名	概要	対象者年齢	問い合わせ窓口
保育利用	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定を受けた方の中から利用調整により入所施設を決定し、決定施設にて保育を利用することができます。 ・医療的ケア児の受入れは「八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン」に基づいて判断します。 ・次年度4月入所を希望する場合は、8月末日までに入所相談のご連絡をお願いします。 	就学前児童 (0～5歳児)	保育・こども園課 072-924-8529

作成
八尾市医療的ケア児支援のための地域連絡会議